

収去検査結果の概要(令和5年4月～6月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	67	67	-
無加熱摂取冷凍食品	1	1	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	7	7	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	24	24	-
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	254	254	-
乳製品	-	-	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	24	24	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	23	23	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	110	109	1 [※]
菓子類	46	46	-
清涼飲料水	12	12	-
酒精飲料	-	-	-
氷雪	3	3	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	15	15	-
その他の食品	9	9	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	595	594	1

※食品表示法違反（遺伝子組換えに関する表示の誤り）

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。